

青森県報

号外第三十七号

令和三年
四月一日
(木曜日)

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政経営課) ……
- 三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額……………(文教課)

告示

青森県告示第二百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により令和三年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

令和三年四月一日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和三年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
鳩 健二
八戸市長根二丁目七の一四
- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の算定方法

2 支払方法
基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。
費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百五十七号

青森県三内丸山遺跡センター条例(平成三十年三月青森県条例第二号)別表第一号の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次のとおり定める。

令和三年四月一日

青森県知事 三村 申 吾

区		分		金額(一回につき)
特別展「あ おもりの縄 文世界」の 観覧	個人	一般	高等学校生徒、中等教育学 校後期課程生徒及び学生	
		一般	高等学校生徒、中等教育学 校後期課程生徒及び学生	八百円
団体(二十 人以上の ものに限る)		一般	一人につき六百四十円	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円